# 畜産高度化支援リース事業
# 堆肥保管施設整備リース事業

## ○事業の目的

耕畜連携による堆肥の利用促進を図るため、畜産農家等に対して耕種農家が利用するための堆肥保管に必要な施設等を貸し付ける。

## ○事業対象

・畜産農家（法人を含む）
・農業協同組合、農業協同組合連合会又は一般社団法人・財団法人
・農協・畜産農家が株主又は出資の議決権の過半数をもつ会社

## ○支援の内容

耕種農家へ販売するまでの堆肥保管もしくは、耕種農家のニーズに即したものに調整するための施設等へ補助（1／2補助付きリース）

【対象施設・機械】

**堆肥保管置き場、発酵機（装置）、ショベルローダー、マニアスプレッダー**
**ダンプカー、トラック**

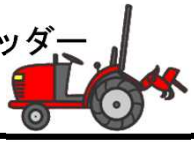

## ○主な要件

①耕種農家と堆肥利用契約を締結すること。
②堆肥保管施設で調整された堆肥は全て耕種農家へ販売すること。

## ○事業の流れ

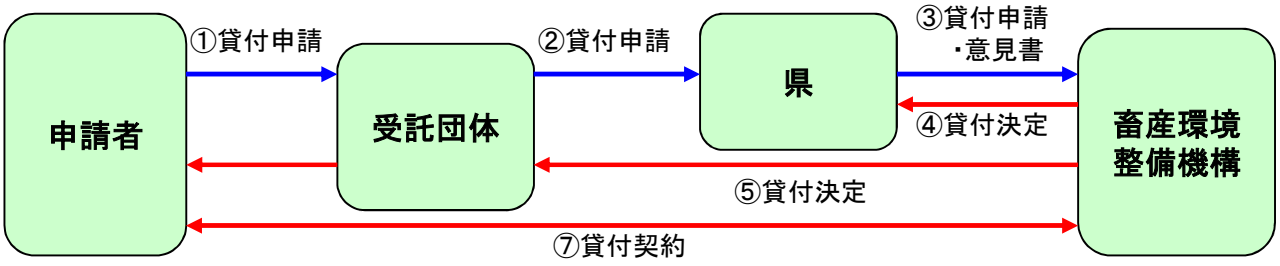


☎ 問い合わせ先 ☎

| | |
|---|---|
| 全農鳥取県本部畜産課 | 0858－55－2941 |
| 大山乳業農業協同組合 | 0858－52－2221 |
| 鳥取県配合飼料価格安定基金協会 | 0857－53－6636 |
| 鳥取県農業振興戦略監畜産課酪農・経済担当 | 0857－26－7288 |

# 畜舎環境改善猛暑対策支援事業

## ○事業の目的

肉用牛、養豚農家に対して暑熱対策機材を効果的に整備し、畜舎の環境を改善して家畜の生産性の低下を防ぐ。

## ○事業対象

肉用牛農家・養豚農家

## ○支援の内容

肉用牛農家、養豚農家に対して送風装置及びインバーターの導入に対して支援を行う。

## ○補助金額・補助率

【補助率】事業費の1／3を補助する。
［事業内容］換気扇・換気扇床置きタイプ・インバーターの購入費のみ。工事費は含まない。

## ○事業の流れ

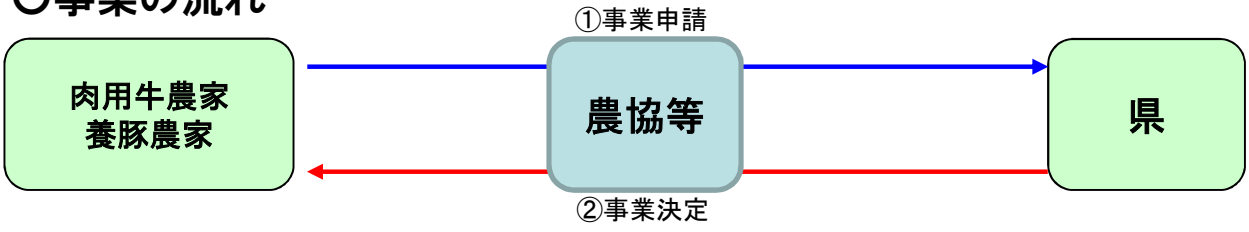


換気扇

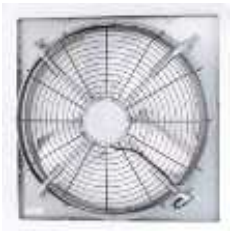

インバーター

換気扇設置後

☎ 問い合わせ先 ☎

**鳥取県農業振興戦略監畜産課酪農・経済担当　０８５７－２６－７２８８**

# 農場ＨＡＣＣＰ推進事業

## ○事業の目的

食のみやこ鳥取県を強力に推進するため、農場から消費者まで一貫した衛生管理による安全な畜産物の供給を行う。

## ○事業対象

畜産農家（個人、法人）

## ○支援の内容

・農場HACCPに取組む農場への技術指導
・農場HACCP推進農場指定手数料、認証手数料、中間検査手数料の助成

## ○主な要件

①農場HACCPへの取組意欲を有し、支援体制が構築されていること。
②（公社）中央畜産会に農場HACCP推進農場指定申請、認証申請を行っていること。(手数料助成の場合)

## ○事業の流れ

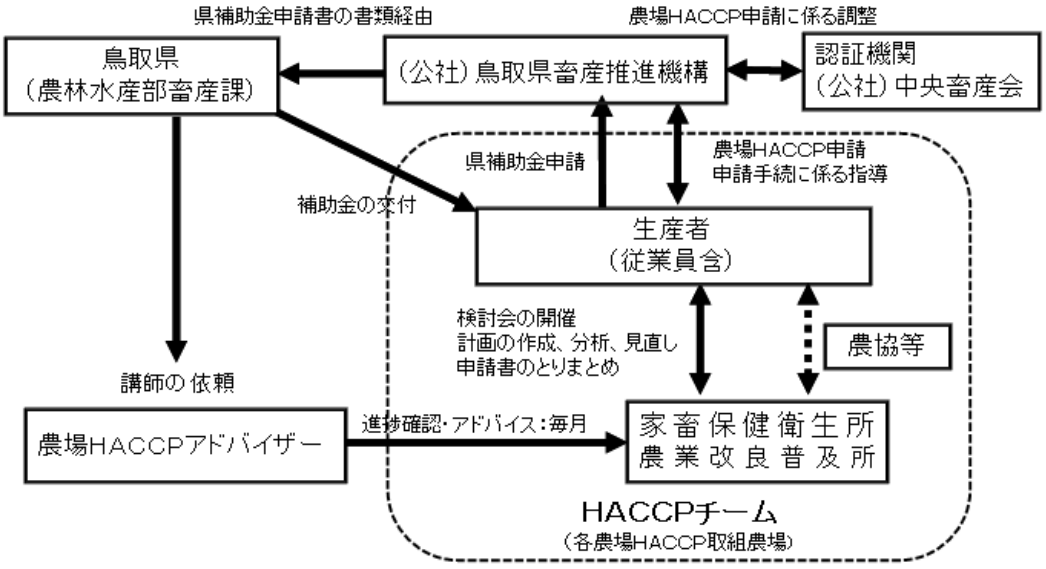


**各家畜保健衛生所　各農業改良普及所**
**（畜産課：０８５７－２６－７２８７）**

【平成２６年度版】

# 農産加工グループ、農業法人等のみなさま！

# 地元食材を使った加工品の開発・販路開拓を支援します！

## １　事業名　「とっとりオリジナル加工品づくり支援事業」

## ２　補助対象者

県内の農産加工グループ、農業法人、
「食のみやこ鳥取県」推進サポーター（従業員数が６人以上の事業者を除く。）

## ３　補助内容

| 内容 | 対象経費 |
|---|---|
| １　地元農林水産物を使用した新商品の開発<br>２　成功事例の視察研修の実施<br>３　消費者を対象としたモニタリングの実施<br>４　県内量販店等での試食・販売ＰＲの実施<br>５　その他目的達成に必要な事項 | 試作材料費、旅費、食糧費、謝金、会場借上料、試食品代金、パッケージデザイン版下作成費、ＰＲ資材作成費等 |

**※注意事項**　・補助金の交付決定前に行った事業の経費は、補助対象外となります。
・補助事業に関する書類は、事業完了した年度から５年間は保管してください。

## ４　補助率及び補助金額（補助金総額　１，０００千円）

補　助　率：補助対象経費の１／２
補助上限額：２５万円／１事業者

## ５　申請方法

以下の問合せ先までご連絡いただき、専用の申請書様式に必要事項を記入の上、ご提出ください。

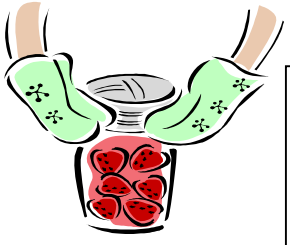

【申請の問合せ先】

| | |
|---|---|
| 東部振興監 東部振興課 | 0857－26－7969 |
| 中部総合事務所 地域振興局 中部振興課 | 0858－23－3952 |
| 西部総合事務所 地域振興局　西部観光商工課 | 0859－31－9648 |
| 市場開拓局 食のみやこ推進課 | 0857－26－7836 |

# とっとりオリジナル加工品づくり支援事業フロー図

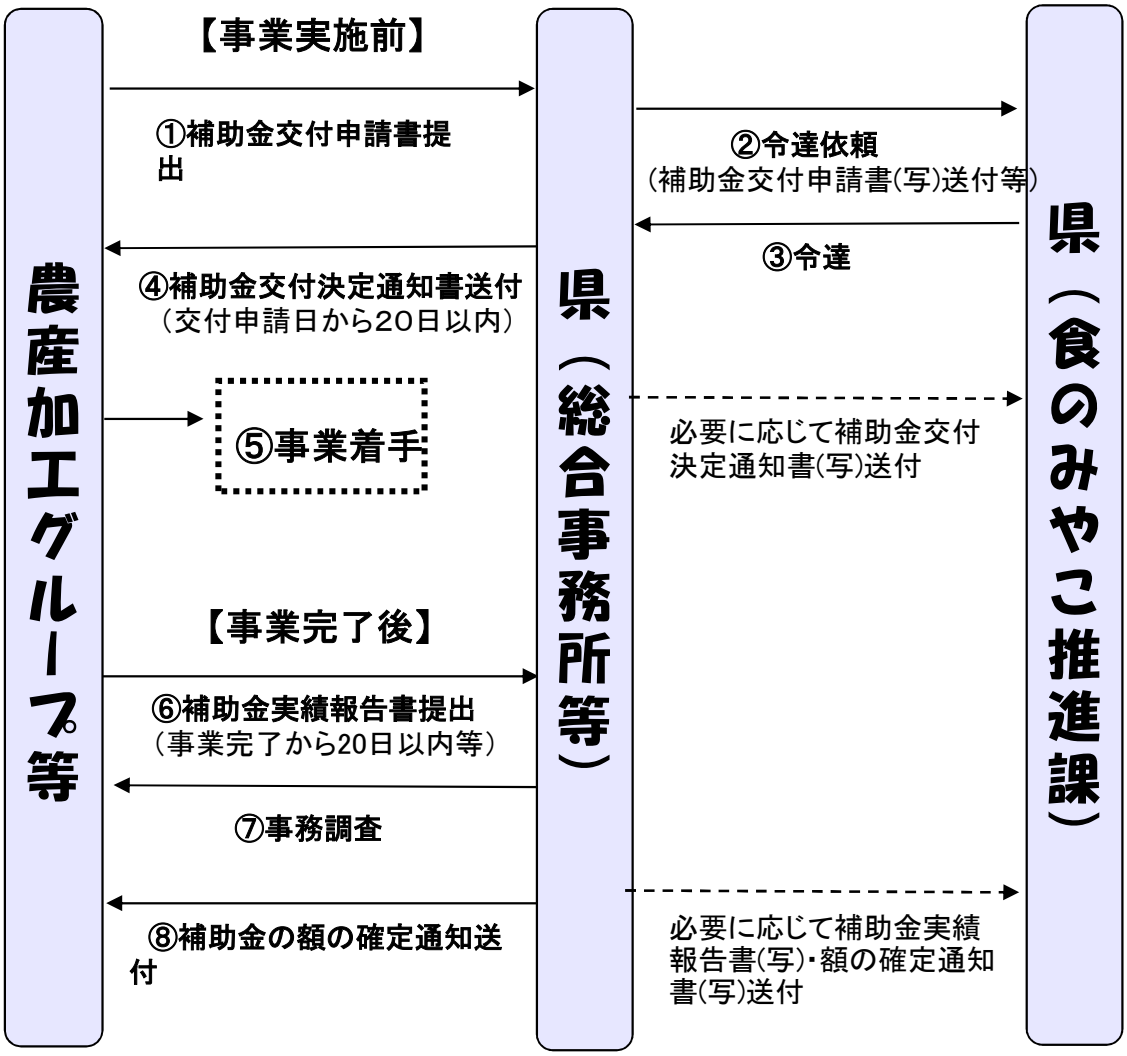

# 農産加工グループ、農業法人のみなさま！

# 地元食材を使った加工品の県内外への販路拡大を支援します！

規模拡大し、量産したい！
衛生管理を充実したい！
手間を省きたい！！

## １　事業名　「加工品ステップアップ支援事業」

## ２　補助対象者

県内の農産加工グループ、農業法人（農事組合法人又は従業員５人以下の会社法人）

## ３　事業内容

次のどれかにより、県内外量販店等へ販路拡大を図る取組みを支援します。

○販売戦略の企画
○販路拡大に必要な知識や技術等の習得
○県産農林水産物を使用した既存加工品のレベルアップ（量産化、効率化、品質向上等）

**【支援内容】**

（１）専門家による継続した研修会・講習会の実施（当該年度内に数回実施すること）　必須
（２）販路拡大に必要な備品購入

## ４　補助対象経費

講師謝礼及び旅費
備品費（３０千円以上のもので、備品費総額で２，０００千円を上限とする。）

## ５　補助率及び補助金額（補助金総額　２，０００千円）

補　助　率：補助対象経費の１／２
補助上限額：１，１５０千円／１事業者
※事業の活用希望が多い場合は、予算の範囲内で補助金額の調整を行うことがあります

## ６　採択事業の決定方法

審査会において事業計画等のヒアリングを行い、採択事業を決定します。
（１）審査会日：平成２６年５月下旬
（２）審査内容：審査基準に照らし合わせて適否を判断し採択事業を決定
※採択事業が予算枠に達しなかった場合は、適宜追加募集を行います。

## ７　募集期間

（１）募集締切日：平成２６年５月１４日（水）午後５時必着
（電子メールは午後５時着信分まで）
（２）応募方法　：郵送、電子メール、ファクシミリ、持参のいずれでも可
応募用紙は鳥取県食のみやこ推進課ホームページから入手可
【HP ｱﾄﾞﾚｽ】http://www.pref.tottori.lg.jp/syokunomiyako/

【申込み・問合せ先】鳥取県市場開拓局 食のみやこ推進課
〒680－8570　鳥取市東町1丁目220番地
電　　話　0857－26－7836
ﾌｧｸｼﾐﾘ　0857－21－0609
電子ﾒｰﾙ　syokunomiyako@pref.tottori.jp

# 加工品ステップアップ支援事業フロー図

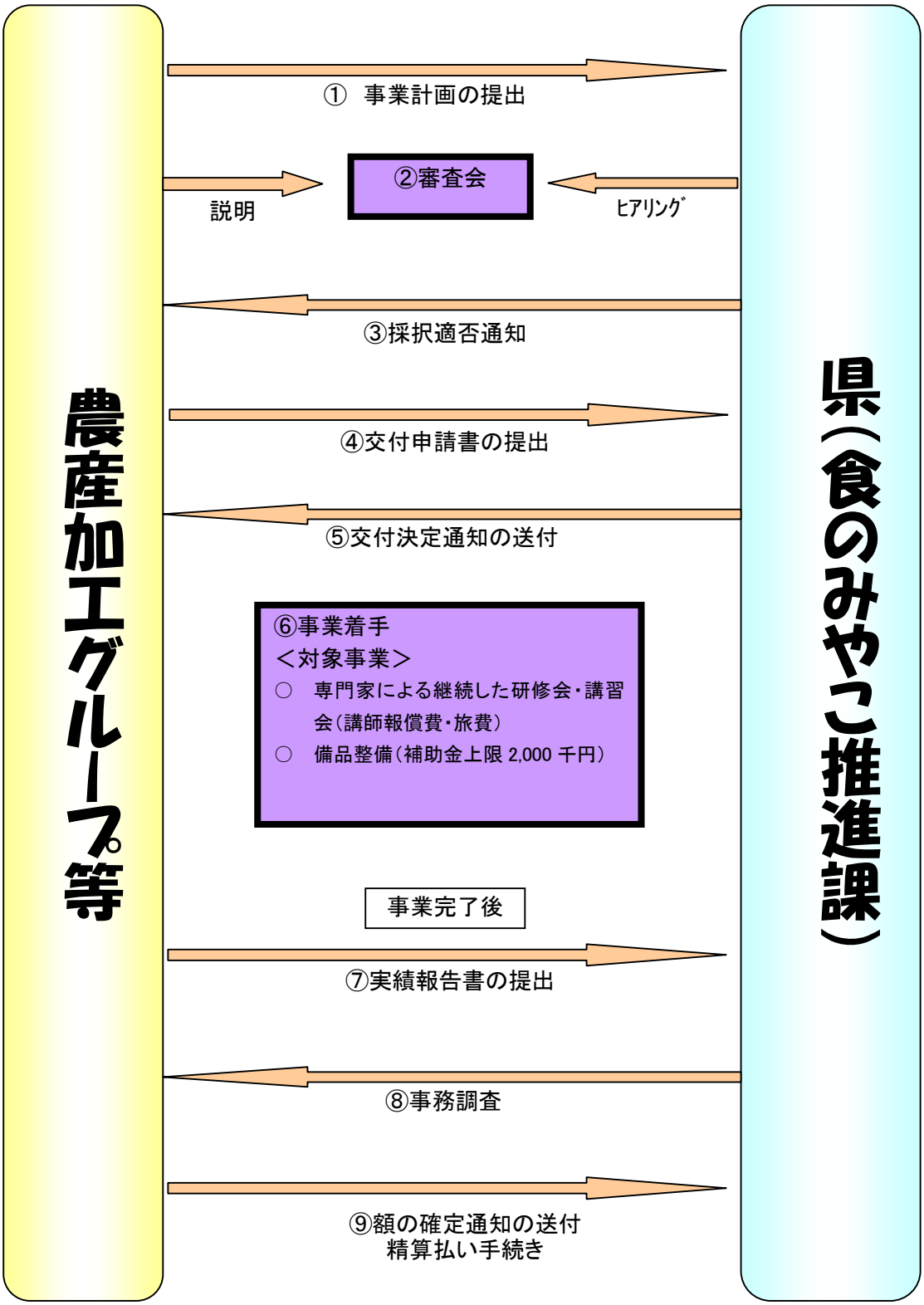

# しっかり守る農林基盤交付金

## 事業の目的

**小規模な農林業生産基盤の整備及び補修並びに防災措置に要する経費を市町村に助成し、優良農林地の維持・保全を支援する**

## 対象者

**市町村**

## 支援の内容

**市町村が実施する小規模な農林業生産基盤に係る下記の事業に必要な経費を支援する。**

①農業生産基盤の新設、改良及び補修(災害復旧を含む)に係る事業
②林道及び作業道の新設、改良及び補修に係る事業
③放置されたため池及び山腹水路等の防災措置に係る事業

## 補助金額・補助率

【補助率】全体事業費の1/2を補助する。ただし次の①又は②又は③の場合は、市町村事業費の1/2以内。
①市町村負担率が、市町村交付金で農林基盤の整備に適用した負担率未満の場合
②市町村交付金で実績がない事業で、農家負担率が2割を超える場合
③災害復旧交付額による災害復旧の場合

## 主な要件

対処事業は、次に掲げる事業を除いた事業。
①当該事業にその市町村の一般財源が一切充当されない事業
②当該事業に本交付金以外の補助金、交付金、地方債その他の使途が特定された財源が充当される事業
③受益者の数が１以下である事業（知事が別に定める場合を除く）
※知事が別に定める場合の「意欲的な農林業者」には災害復旧を行い営農を続ける者を含めても良い。
④国の補助を受けて行う事業に係る採択基準を満たしている事業

## 事業の流れ

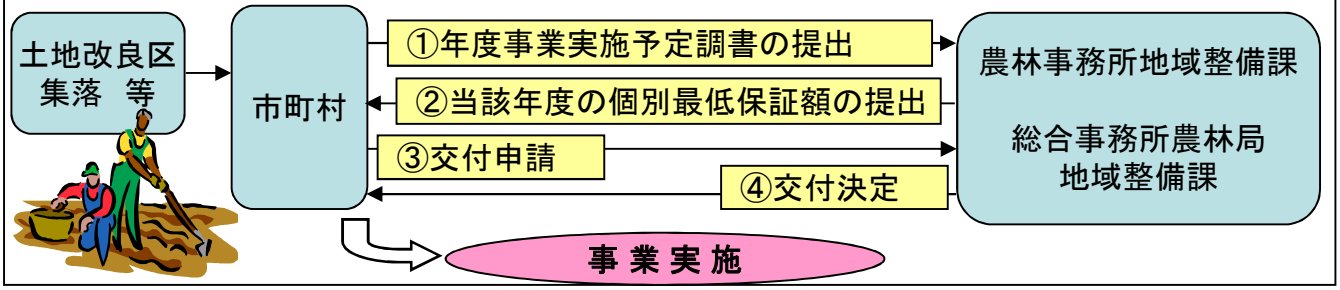


## 担当部所 電話番号

| 区分 | 所　　属 | 電　話 |
|---|---|---|
| 農産林産 | 農林水産部農地・水保全課 | 0857-26-7326 |
| | 農林水産部東部農林事務所地域整備課 | 0857-20-3573 |
| | 中部総合事務所農林局地域整備課 | 0858-23-3172 |
| | 西部総合事務所農林局地域整備課 | 0859-31-9668 |

# 農業基盤整備資金・担い手育成農地集積資金

## 事業の目的

**生産性の向上を図るために生産基盤整備を行う農業者への資金の融資及び農家負担の軽減。**

## 対象者

**①土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業を営む者**
**②5割法人・団体（構成員又は資本金等の過半を農業者が占めている法人・団体）**
**③農業振興法人**

## 支援の内容

**●農業基盤整備資金**
農地・牧野の新設、改良、造成及び復旧にかかる事業に対し、低金利での資金貸付を行う。

**●担い手育成農地集積資金**
農用地集積を条件とする経営体育成促進事業等に対し、無利子での資金貸付を行う。当該資金は単独ではなく農業基盤整備資金との組み合わせによって融資を受ける。

## 貸付金利

非補助土地改良事業…国の補助の対象とならない土地改良事業で
（株）日本政策金融公庫からの借入金により行うもの

**●農業基盤整備資金**
- •県営補助残　1.15%
- •団体営補助残　1.00%
- •非補助土地改良事業　1.00%
- •非補助土地改良事業利子軽減　1.00%
- •災害復旧　0.40～1.00%

**●担い手育成農地集積資金**　無利子

（平成26年3月19日現在）

## 主な要件

≪償還期限≫25年以内（うち据置期間10年以内）
≪貸付限度額≫
●農業基盤整備資金：各年度貸付対象者が当該年度に負担する額（ただし、融資1件あたりの最低額は50万円）
●担い手育成農地集積資金：次のいずれか低い額
①当該年度の貸付対象事業費の10%
②当該年度に負担する額の5／6

## 事業の流れ

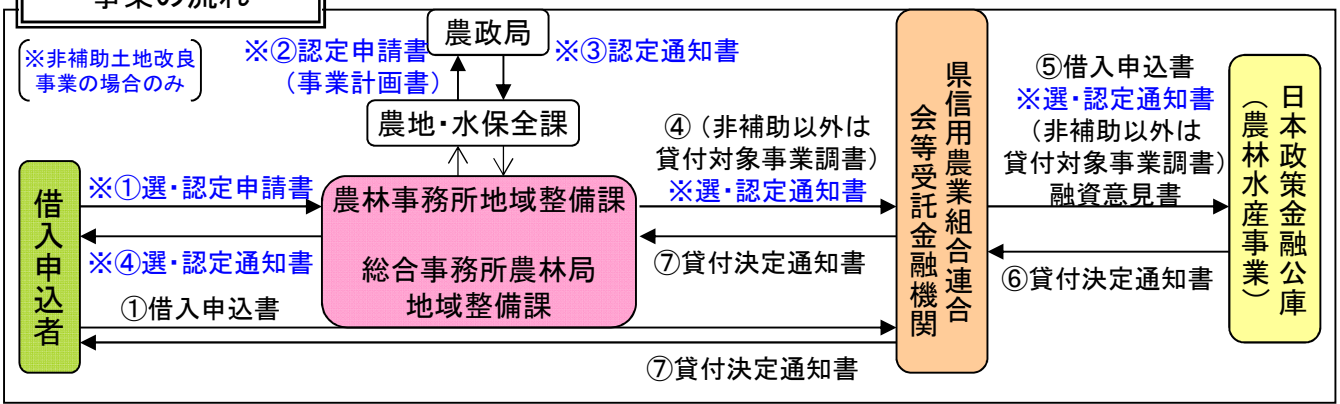


## 担当部所電話番号

| 区分 | 所　　属 | 電　話 |
|---|---|---|
| 農産林産 | 農林水産部農地・水保全課 | 0857-26-7321 |
| | 農林水産部東部農林事務所地域整備課 | 0857-20-3574 |
| | 中部総合事務所農林局地域整備課 | 0858-23-3168 |
| | 西部総合事務所農林局地域整備課 | 0859-31-9662 |

# 土地改良施設維持管理適正化事業

## 事業の目的

団体営規模以上の事業により造成された施設（ダム、頭首工、揚水機、排水機、樋水門、ため池、水路、畑かん施設）の機能保持と耐用年数の確保。

## 対象者

土地改良区、土地改良区連合、市町等の土地改良施設管理団体

## 支援の内容

相互扶助による事業です。整備補修を希望する事業主体が「適正化事業」に加入し、定められた期間で必要な経費を積立、その期間内の定められた年度に整備を行います。

## 補助金額・補助率

○ 補助率：国30%　県30%
　　事業主体40%（うち30%は5年間で積立、10%は事業実施年度に拠出）

## 主な要件

適正化事業を実施する施設について、地方連合会の診断・管理指導を受ける必要があります。

## 事業の流れ

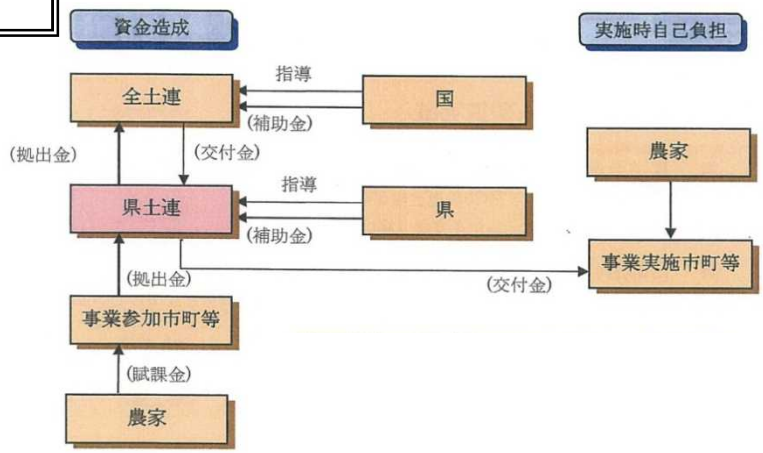


担当部所
電話番号

| 所　　属 | 電　話 |
|---|---|
| 農林水産部農地・水保全課 | 0857-26-7336 |
| 農林水産部東部農林事務所地域整備課 | 0857-20-3570 |
| 中部総合事務所農林局地域整備課 | 0858-23-3168 |
| 西部総合事務所農林局地域整備課 | 0859-31-9668 |

# 農地・水保全活動交付金事業

## 事業の目的

**地域住民が将来の農地や水路などを保全するための保全管理構想を策定することを前提に、地域全体で行う農地や農業用水等の地域資源の保全・向上活動を支援する。**

## 対象者

**多様な主体が参画し、市町村と協定を締結した活動組織等。ただし、農地維持支払において農業者のみの組織でも取組可能。**

## 支援の内容

**農地・農業用水等の保全向上活動や農業用水路等の長寿命化のための補修・更新の取組みに必要な経費を支援する。**

①農地維持支払を交付するのに要する経費
②資源向上支払（共同活動）を交付するのに要する経費
③資源向上支払（長寿命化）を交付するのに要する経費

## 補助金額・補助率

①農地維持支払
　基本交付単価 ： 水田3,000円／10a、畑2,000円／10a 【補助率】国1/2、県1/4、市町村1/4
②資源向上支払（共同活動）
　基本交付単価 ： 水田2,400円／10a、畑1,440円／10a 【補助率】国1/2、県1/4、市町村1/4
③資源向上支払（長寿命化）
　基本交付単価 ： 水田4,400円／10a、畑2,000円／10a 【補助率】国1/2、県1/4、市町村1/4

## 主な要件

①農地維持支払【農業者のみ、又は農業者以外の地域住民を含む組織】
　・畦畔の草刈り、水路の泥上げ等の地域資源の基礎的保全活動
　・今後の地域の農業のあり方を検討した地域資源保全管理構想の作成
②資源向上支払（共同活動）【農業者以外の地域住民を含む組織】
　・水路や農道等の軽微な補修
　・植栽等による農村環境保全活動
③資源向上支払（長寿命化）【農業者のみ、又は農業者以外の地域住民を含む組織】
　・水路や農道、ため池等の地域資源の長寿命化のための活動

## 事業の流れ

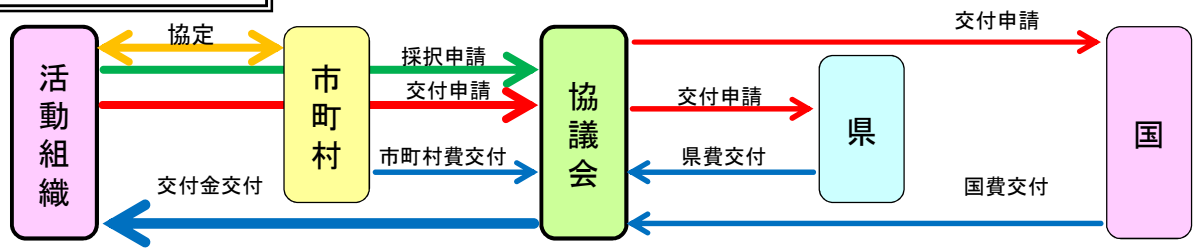


担当部所
電話番号

| 所　　属 | 電　話 |
|---|---|
| 農林水産部農地・水保全課 | 0857-26-7334 |
| 農林水産部東部農林事務所地域整備課 | 0857-20-3573 |
| 中部総合事務所農林局地域整備課 | 0858-23-3170 |
| 西部総合事務所農林局地域整備課 | 0859-31-9668 |

# とっとり井手・ため池保全活動推進交付金

## 事業の目的

**農業用水路や、ため池などの農業生産基盤を共同活動により保全する取組みを通じて、営農の継続や特産品づくりなどの地域活性化につながる活動を支援する。**

## 対象者

**集落、地域協議会、実行委員会、土地改良区等**

## 支援の内容

**集落等と支援員やボランティアとの協働による、地域活性化活動に要する経費を支援する。**

## 補助金額・補助率

【補助率】 10／10を補助する。(上限　300千円／地区)　 5地区程度を予定。
ただし、直接活動に関わる人件費は補助対象外。

## 主な要件

①農業生産基盤の保全に寄与することが見込まれる活動であること。
②実現可能な計画で活動の継続がみこまれるものであること。
③非農業者等を含めた多様な主体による活動であること。

## 事業の流れ

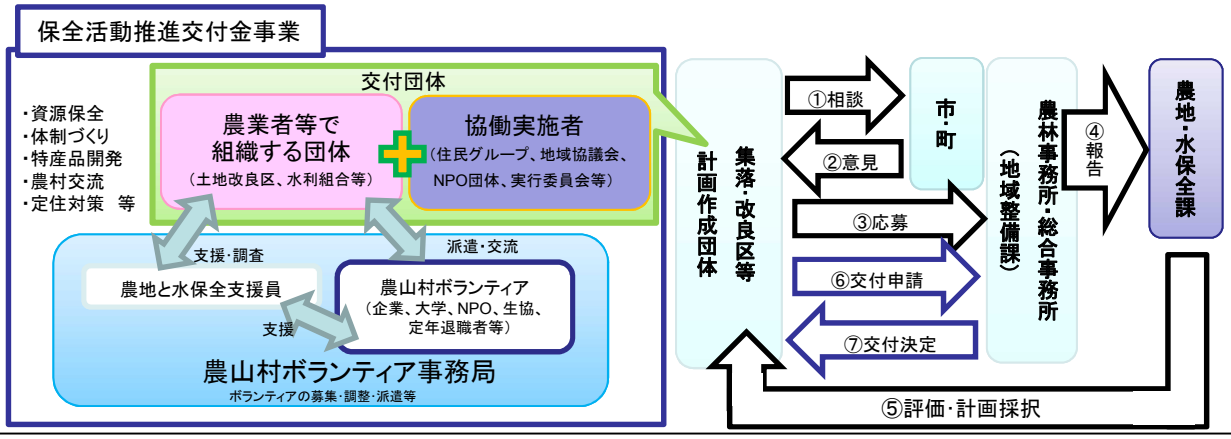


| 所　　属 | 電　　話 | 所　　属 | 電　　話 |
|---|---|---|---|
| 農林水産部 農地・水保全課 | 0857-26-7336 | 中部総合事務所 農林局 地域整備課 | 0857-23-3201 |
| 農林水産部東部農林事務所地域整備課 | 0857-20-3570 | 西部総合事務所 農林局 地域整備課 | 0859-31-9663 |

# 地元発ため池ハザードマップ作成支援事業

## 事業の目的

**農業用ため池に対する地域住民の防災意識を高めるとともに、ため池決壊時の避難経路・避難場所等について現地確認しながらハザードマップの作成を行う。**

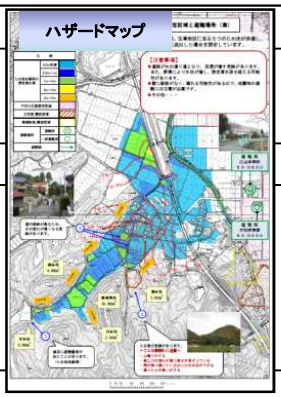


## 対象者

**市町**

## 支援の内容

**市町が実施するため池ハザードマップ作成に要する経費を支援する。**

## 補助金額・補助率

【補助率】定額補助（国10／10）
　定額補助は平成27年度までに採択されるものに限る。

## 主な要件

①ため池が被災した際に下流等に及ぼす被害の面積の合計が10ha以上であること。
②ハザードマップを作成した場合は、当該ハザードマップを関係住民等に周知すること。
③ハザードマップ作成にあたってはワークショップを開催する等により関係住民等との意見交換を行うこと。

## 事業の流れ

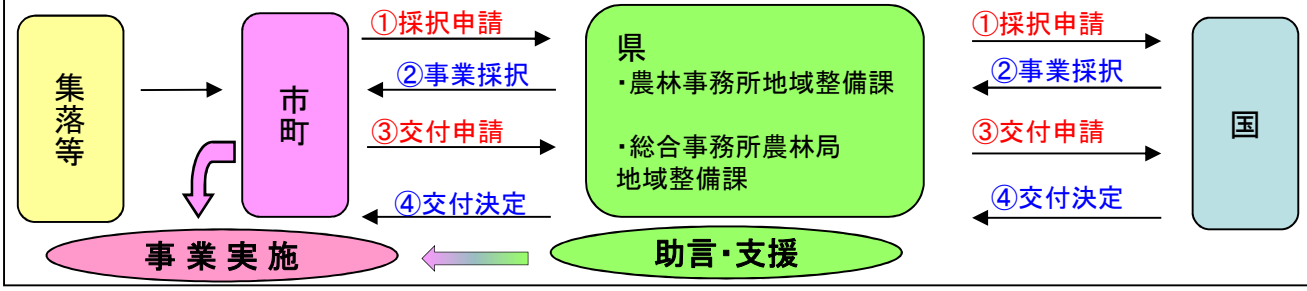


担当部所
電話番号

| 所　　属 | 電　話 |
|---|---|
| 農林水産部農地・水保全課 | 0857-26-7323 |
| 農林水産部東部農林事務所地域整備課 | 0857-20-3573 |
| 中部総合事務所農林局地域整備課 | 0858-23-3170 |
| 西部総合事務所農林局地域整備課 | 0859-31-9668 |

# 農業農村自然エネルギー利活用支援事業

## 事業の目的

**再生可能エネルギーの導入により、農村集落内等でのエネルギーの地産地消や地域活性化、農家所得の増加につながる取組を支援する。**

## 対象者

**農業協同組合、土地改良区、農村集落等**

## 支援の内容

**太陽光発電施設導入の取組みに必要な経費を支援する。**

太陽光発電施設の導入に要する経費

## 補助金額・補助率

太陽光発電施設導入補助

【補助率】 事業費の10%を補助する。(上限　1,000千円)

条件：原則、市町村の負担額と同額を支援。ただし、農協等の市町村を跨ぐ広域団体の場合は県単独で10%を支援。

## 主な要件

太陽光発電施設導入補助

太陽光発電施設の導入を通じて、農業経営の効率化・高度化を目指す取組みであること。

## 事業の流れ

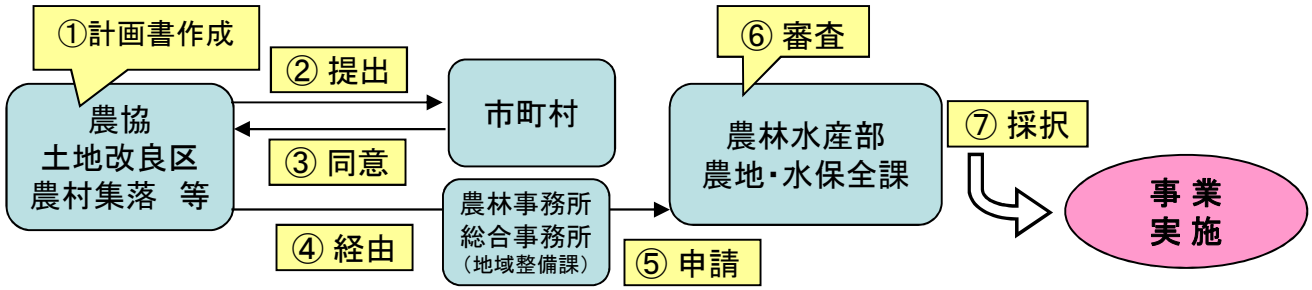


担当部所
電話番号

| 所　　属 | 電　話 |
|---|---|
| 農林水産部農地・水保全課 | 0857-26-7334 |

# みんなで支え合う中山間地域づくり総合支援事業

## 事業の目的

**中山間地域において生活する人々が、安心して暮らせるような生活サービスや支え合いの仕組みづくり、また地域が活性化するための取組に対して支援する。**

## 対象者

市町、市町が認める広域的運営組織、集落、農商工団体、NPO、個人事業者、企業、組合等

## 支援の内容

買い物支援（仕組みづくり、移動販売車等導入、移動販売車運営費助成）、広域的地域運営組織づくり支援（課題検討経費）、**地域活性化支援**（特産物育成、交流施設等整備）、**地域コミュニティビジネス支援**（加工品製造施設、農家レストラン等整備）、自然災害対策、遊休施設活用などの取組や、活動を開始するのに必要な経費を支援する。

## 補助金額・補助率

【補助率】　事業費の1／2～1／3又は定額を補助する。（市町村任意又は1／3～1／6）
【補助上限額】　ソフト1,000千円　ハード3,000千円(広域組織づくり1，000千円、買い物支援500千円～5,000千円、自然災害対策500千円、遊休施設活用10,000千円、スタートアップ100千円)

## 主な要件

①条例・規則で定める中山間地域で実施される取組であること
②広域的地域運営組織づくり支援の対象は、市町条例で設置された集落を越えた広域的な地域単位の運営組織であること
③地域活性化支援の対象は、地域の伝統文化の伝承、景観・環境の保全、都市部との交流、地域産業の掘起しなど地域の誇りを再生・発展させる取組であること
④コミュニティビジネス支援の対象は、地域資源を活用した取組であって地域の活性化が目的であること

## 事業の流れ

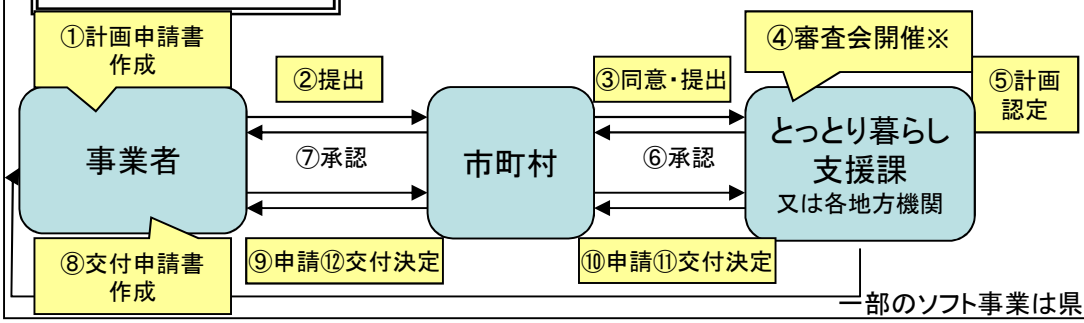


※審査会の対象：移動販売車等導入、遊休施設活用のみ（とっとり暮らし支援課窓口）。
その他事業は通常の補助金申請⑧～⑫のみ（各地方機関窓口）

## 担当部所 電話番号

| 区分 | 所　　属 | 電　話 |
|---|---|---|
| 中山間地域振興 | 地域振興部とっとり暮らし支援課 | 0857-26-7129 |
| | 地域振興部東部振興監東部振興課 | 0857-26-7967 |
| | 中部総合事務所地域振興局中山間地域振興チーム | 0858-23-3298 |
| | 西部総合事務所地域振興局中山間地域振興チーム | 0859-31-9606 |
| | 西部総合事務所日野振興センター地域振興課 | 0859-72-2081 |

# 若者定住等による集落活性化総合対策事業

## 事業の目的

小規模高齢化集落の限界化に歯止めをかけ、将来に向けてその解消を図るため、将来の集落を担う移住者を確保するとともに、小規模高齢化集落を含む地域が一体となって居住環境の整備や農林業等の生活基盤の改善に向けた取組を支援する。

## 対象者

市町を通じた間接補助（小規模高齢化集落及び小規模高齢化集落に準じる集落、小規模高齢化集落を含む広域的な組織、IUターン者等）

## 主な支援の内容

**①地域活性化に向けた地域プラン策定支援**
**②地域の維持活動や活性化に向けた取組支援**
- ・里地里山の再生に向けた取組（農林地の保全対策、景観向上対策、鳥獣被害対策等）
- ・地域活性化対策に係る取組支援（地域資源を活用したコミュニティビジネスや起業支援、伝統文化・行事の継承の取組等）
- ・集落内の空き家の除去（集落内に放置されている空き家の除去）

**③IUターン者への直接・間接支援**
- ・奨励金（250万円/人）
- ・住宅取得支援（購入・改修経費、家賃補助）
- ・農林業機械の購入、施設の取得経費支援（上記の住宅取得と合算して上限250万円）
- ・子どもの出産祝金（5万円/人・定額）
- ・高校生通学支援（上限2万円/月）、奨学金返済の補填給付
- ・雇用企業への支援

## 補助率

市町負担経費の2／3を支援（②は既存事業の補助率の嵩上げ：補助率2/3を上限

## 主な要件

・将来の集落を担う人材の確保や、居住環境や生活基盤の改善に向けた取組に対し、市町が必要と認めた事業に対し県が支援するもの。
・小規模高齢化集落等が一体となって取組を進める必要があるため、集落の「地域プラン」を策定すること。

## 事業の流れ

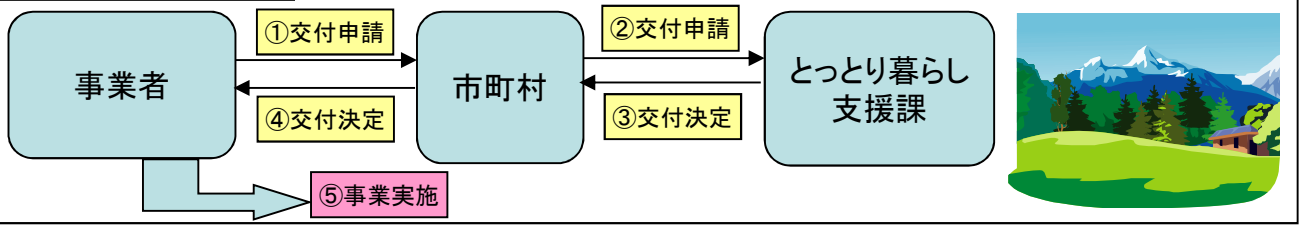




## 担当部所電話番号

地域振興部とっとり暮らし支援課　中山間地域振興担当　　電話（0857）26－7129

# 魅力ある中山間特産物等育成支援事業

## 事業の目的

**地域の特色を活かした魅力ある特産物の導入や特産品の開発を行い、兼業農家や定年帰農者など新たな担い手の育成を図るとともに、中山間地の活性化と農地の保全を目指す。**

## 対象者

【対象者】①JA　②集落　③生産者ｸﾞﾙｰﾌﾟ④市町が認める農業者等（認定農業者、認定就農者、法人を除く）
※みんなでやらいや農業支援事業（がんばる地域プラン、がんばる農家プラン）の対象者は除く
【区域】「鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例」で規定する中山間地域
※過去に同一の事業内容を実施したことのない者、新たな取組を開始する者を優先して採択する。

## 支援の内容

販売を目的とした農産物の試作、生産体制づくり（ハード、ソフト）、加工品等特産物の開発、販路開拓、販売促進等の取組

## 補助金額・補助率

【補助率】県1／3、市町1／6
（耕作放棄地を再生利用した場合：県1／2、市町1／6　ただし、国事業の対象とならないものに限る）
【補助上限】1戸あたり3，000千円（そのうちソフト事業費の上限は1，000千円）
【事業実施期間】2年間

## 主な要件

①3年後の生産目標を作成すること（果樹の場合は5年後）【必須】
②耕作面積の増加、数量や販売額の増加につながること【必須】
③新たな特産品の導入や加工品の開発　④耕作放棄地の解消
④新たな農業者の参入　⑤取組が波及し、地域が活性化につながること

## 事業実施期間

平成25～27年度

## 事業の流れ

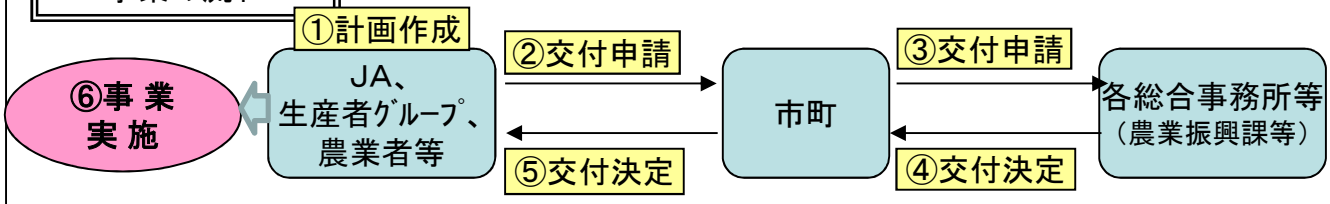


## 担当部所 電話番号

| 所　　属 | 電　話 |
|---|---|
| 農林水産部農業振興戦略監生産振興課 | 0857-26-7272 |
| 農林水産部東部農林事務所農業振興課 | 0857-20-3553 |
| 農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室 | 0858-72-3808 |
| 中部総合事務所農林局農業振興課 | 0858-23-3166 |
| 西部総合事務所農林局農林業振興課 | 0859-31-9651 |
| 西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室 | 0859-72-2007 |